

○南越前町高齢者福祉サービス一覧

事業名	内容	対象者	利用者負担	実施時期	申込先
1 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具の衛生管理が困難なものに対し、布団類の丸洗いを実施することで、健康で衛生的な在宅生活ができるよう支援する	南越前町に住所を有し、その居住地に居住している概ね65歳以上の高齢者で ①一人暮らしで援護が必要な者 ②要介護4又は5の寝たきりの者 ③80歳以上の高齢者のみ世帯で要介護1以上の者 ④身体障害者手帳1級、療育手帳A1の者 ⑤町長が必要と認める者	掛布団 100円/枚 敷布団 100円/枚 毛布 50円/枚 補助対象各1枚まで	年2回 (春1回) (秋1回)	民生委員が役場に申請
2 緊急通報装置貸与事業	一人暮らし高齢者宅に電話接続型緊急通報装置を無償貸与し、急病や災害時の緊急通報手段を確保し、非常事態に備える	南越前町に住所を有し、その居住地に居住している ①概ね65歳以上の一人暮らし高齢者で援護が必要な者 ②町長が必要と認める者	無料	随時	民生委員を通じて役場に申請
3 長寿者褒章事業 (99歳) (100歳) (米寿) (金婚)	99歳到達高齢者に祝品を贈呈	町内に居住し、住基・外国人登録ある者 ・年内に満99歳を迎える高齢者	-	敬老週間	-
	100歳到達高齢者に10万円の祝金を贈呈	・満100歳を迎える高齢者	-	誕生日	-
	米寿を迎える者に敬老会で祝品を贈呈	・当該年の4月2日生まれから翌年の4月1日生まれまでで、米寿となる高齢者	-	敬老会	-
	金婚を迎える者に敬老会で祝品を贈呈	・年内に金婚を迎える夫婦	-		役場に申請
4 在宅家族介護慰労事業	要介護4、5の在宅高齢者を介護する介護者に慰労金を支給 ① 被介護者が1年間介護保険サービスを使わなかった町民税非課税世帯 年額100,000円 ② ①以外の世帯 年額50,000円	以下の条件をすべて満たす介護者 ①被介護者と介護者が8月1日(基準日)において、過去1年前から南越前町に住所を有し、その住所地で同居している ②基準日において、過去1年前より被介護者が要介護4又は要介護5の状態である ③基準日において、介護者の属する世帯が介護保険料、税金等を滞納していない ④被介護者が基準日を含め過去1年間に通算90日を超える入院をしていない ⑤被介護者が基準日を含め過去1年間に通算14日以上短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用をしていない	-	敬老週間	役場に申請
5 軽度生活援助事業 (雪下ろし・除雪)	日常生活上の援助が必要な在宅の一人暮らし高齢者等に対して、現に居住している住宅の雪下ろし、除雪を実施することにより、冬期間、高齢者の安心できる在宅生活を支援するため、除雪等に支援金を支給。 ●作業員1名 2,000円/1時間 ●1世帯限度額 12,000円/1冬期間	住民税非課税世帯で、自力で雪下ろし、除雪が困難であると認められる世帯。 県内に1親等親族が居住しているなど、真に雪下ろし、除雪が困難であると認められない世帯及び生活保護世帯は対象としない。 ①65歳以上の一人暮らし高齢者世帯 ②65歳以上の高齢者のみ世帯 ③一人暮らし身体障害者世帯 ④その他町長が特に必要と認める世帯	限度額超過分	冬季	民生委員を通じて役場に申請

6	高齢者等住宅通路除雪支援事業	日常生活上の援助が必要な在宅の一人暮らし高齢者等に対して、現に居住している住宅通路の除雪を実施することにより、高齢者等の安全の確保と安心感を与えるとともに、自立した生活の継続を可能にすることを目的とする。除雪の範囲は、住居の玄関から道路までの出入りが可能な範囲の通路 ●作業員1人 1,200円/1時間 ●1世帯限度額 12,000円/1冬季節	住民税非課税世帯で、自力で除雪が困難であると認められる世帯。 県内に1親等親族が居住しているなど、真に除雪が困難であると認められない世帯及び生活保護世帯は対象としない。 ①65歳以上の一人暮らし高齢者世帯 ②65歳以上の高齢者のみ世帯 ③一人暮らし身体障害者世帯 ④その他町長が特に必要と認める世帯	限度額超過分	冬季	民生委員を通じて役場に申請
---	----------------	--	--	--------	----	---------------

○南越前町高齢者福祉サービス一覧

	事業名	内容	対象者	利用者負担	実施時期	申込先
7	家族介護継続事業 (紙おむつ)	要介護老人等に介護用品(紙おむつ)購入に係る経費を補助することにより、安らぎでより快適な生活を保障するとともに、家族の介護負担を軽減し、介護者の労苦に報いる 1人当たり 180枚/1箇月 4,000円/1箇月/1人を限度額	要支援1~2、要介護1~5と判定された在宅で生活する高齢者で、町長が必要と認めた者	★町民税非課税世帯 費用負担なし。 ★町民税課税世帯 費用の2分の1 ★ただし、いづれも 限度枚数超過分、限度額超過分は自己負担	随時	役場に申請
8	敬老会	米寿・金婚等のお祝いを含む式典、食事会	・年内に満75歳以上を迎える高齢者	-	9月~10月	民生委員が参加者を取りまとめる
9	高齢者保養事業	老人クラブ等主催の町内の施設を活用した保養事業にかかる経費について一人当たり2,400円補助金交付	・クラブ会員及び年度内に満65歳以上を迎える高齢者	限度額超過分	4~7月	老人クラブ等を通じて参加者募集
10	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 (各種スポーツ大会)	各種スポーツを通じて高齢者の健康保持に努める	・概ね60歳以上の高齢者	-	随時	老人クラブ等を通じて参加者募集 チラシを区長発送
11	ウォーターランド入館優待	高齢者が南条ウォーターランドを利用する場合、入館料を正規の料金から一人当たり250円減額した額とする。ただし、一人当たり月4回を限度とする。	・利用日現在、満65歳以上の高齢者	正規料金から250円を減額した額	随時	フロントで身分証明書を提示
12	外出支援サービス事業	人工透析など定期的に通院が必要な高齢者を自宅から病院までリフト車で送迎	座席に自立して座ることができ、同一世帯内に送迎可能な人がいない ・透析を受けている概ね65歳以上の者 ・透析を受けており下肢が不自由な60歳以上の者 ・障害の機能回復のため定期通院する両下肢・体幹または移動機能の障害が1級又は2級の身体障害者	無料	随時	役場に申請
13	食の自立支援事業 (配食サービス)	心身の障害及び傷病等により調理が困難な高齢者に対し、月に1回居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行う。	南越前町に住所を有し、その居住地に居住している ①おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者で援護が必要な者 ②80歳以上の高齢者のみ世帯で援護が必要な者 ③町長が必要と認める者	200円/1食	毎月1回	民生委員を通じて役場に申請

14	軽度生活援助事業 (ホームヘルプ)	在宅における自立した生活の継続を可能にするため、ヘルパーを派遣して、日常生活を援助する	・法定(介護保険/障害者自立支援法など)の福祉制度に該当しない要援護高齢者等で日常生活上の援助が必要な者	225円/時間	随時	役場に申請
15	無料福祉相談	高齢者等の生活上の相談に応じられるよう、無料法律相談所を開設	・南越前町民	無料	各4回/年	社会福祉協議会

○南越前町高齢者福祉サービス一覧

	事業名	内容	対象者	利用者負担	実施時期	申込先
16	地域ふれあいサロン	集落センター等で健康相談等介護予防サービスを実施	おおむね60歳以上の家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等	実費	随時	各集落サロン協力員 ※サロン取組集落のみ
17	住まい環境整備支援事業	介護保険法第49条の2に定める一定以上の所得を有する第1号被保険者の住宅を改造する場合対象経費の8割を助成、要介護認定者の住宅を改造する場合対象経費の9割を助成（助成限度額は80万円）ただし介護保険対象改造は除く ※介護保険（住宅改修費）の対象となる改修工事、新築・増築工事 および賃貸物件に対する改修工事は対象外	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定において要介護3以上と判定された者 (2) 要介護1又は要介護2と判定され、かつ、次のいずれかの要件を満たす者 ア 車椅子を利用する者 イ 障害等級が1級又は2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、B又はCに該当する者 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者 (3) 身体、生活等の状況を踏まえ、在宅生活の維持向上を図るため、町長が特に住宅の改造を必要と認めた者	・対象経費の1割又は2割 ・助成限度額を超過した額	随時	役場に申請